

使用済み農薬容器等の処分について

1. 使用後の空容器、空袋及び空瓶を、野焼きしたり、戸外に放置することのないよう注意する。
2. 使用した容器や器具はよく洗うとともに、洗浄液、使用残りの薬液は河川等に流さずに、散布むらの調整等に使用する。
3. 使用済み容器の残農薬を洗浄等により除去した後、下記の方法等により適切に処理する。
 - (1) 市町村が、空容器等を回収・処分しているところでは、定められた方法により処理する。
 - (2) 空容器等を適正に回収処分するシステムが確立しているところでは、当該システムにより処分する。
 - (3) 回収システムのない地域では、産業廃棄物処理業者に処分を委託する。
または、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則」に定める基準に適合する施設で焼却する。
 - (4) スプレー式農薬の空缶は、必ず穴を開け、ガス抜きした後、空容器と同様に適切に処理する。
4. 不要な残農薬は、適正に処分するまで厳重に保管し、なるべく早く廃棄物処理業者に処理を委託する。